

平成24年第7回教育委員会定例会

平成24年第7回育委員会が平成24年7月20日午前9時30分に招集された。出席委員、議事の概要は次のとおり。

- 1 日 時 平成24年7月20日（金） 午前9時30分から
- 2 場 所 第2委員会室
- 3 付議案件 別紙議事日程のとおり
- 4 出席委員 稲田 瑞穂（教育委員長）
伊豆倉 和恵（委員長職務代理）
松村 重樹（委員）
植松 紀子（委員）
東田 務（教育長）
- 5 出席説明者 海老澤 敏明（教育部長）
岸 典親（国体準備担当部長）
粕谷 靖宏（教育総務課長）
細山 克昭（教育総務課副参事）
清水 明（統括指導主事）
重山 直毅（指導主事）
山下 晃（生涯スポーツ課副参事）
伊藤 高博（図書館長）
森田 善朗（博物館長）
- 6 書 記 田中 留美
- 7 傍聴者 1名

平成24年第7回清瀬市教育委員会議事日程

平成24年7月20日

午前9時30分

日程第1 会議録署名委員の指名

植松 委員

日程第2 教育長より報告

日程第3 教育委員より報告

日程第4 その他 通学区域の見直しについて

日程第5 その他 教育委員会連合会第3ブロック研修会について

日程第6 その他 今後の日程について

議事の日程並びに議事の概要並びに議決事項

委員長が開会を宣言し、議事に入る。

日程第1 会議録署名委員の指名

委員長が植松委員を指名。

(稲田委員長)

日程第2 教育長、部長より報告をお願いします。

(東田教育長)

おはようございます。今日で一学期が終わりになります。子ども達の大きな事故も少なく、夏休みに入ります。今日は昨日より10度程度気温が低くなるようですが、この夏、どんな夏になるのでしょうか。

明後日は大暑。校長会では、熱中症等に十分注意をして部活動や補習を行ってもらおうようお願いします。

一昨日、臨時の校長会を招集して、苦しむ子どもを救うための都の緊急調査を行いました。そのうち集計が出てくると思っています。また昨日は、教育委員会の事務の執行状況の点検評価に伴う有識者の知見をいただくための会を設定して、事務局は23年度分の事業を先生方に対しレクチャーを行いました。先生方からは忌たんのないご意見をいただいたところです。

本日の議題は、通学区域の見直しについて、それから教育委員会連合会の第3ブロック研修会の内容について、今後の日程についてということでございます。どうぞよろしく願いいたします。

(稲田委員長)

何か質問等ありますか。それでは部長報告をお願いします。

(海老澤教育部長)

おはようございます。私からは3点ご報告させていただきます。

1点目は、お手元に議会の第2回定例会の一般質問の抜粋を配布させていただきました。この件に関しましては、前回の教育委員会でお話をさせていただいたとおり、詳細につきましてはこの抜粋のとおりですので、ご覧いただきたいと思います。

2点目といたしまして、この中でも少し触れられていますが、清瀬小学校・芝山小学校の2校で給食調理業務の委託を行いました。これまでに委託を行った中学校については、給食調理の協議会を中学校内に立ち上げております。清瀬小学校・芝山小学校ともに協議会を設置して、一学期が終わる前に第1回目の協議会が終わったところでございます。概ね、ご理解をいただいているところでございます。

3点目の学校給食食材の放射能測定でございますが、2週間に一度、給食食材の測定を行っております。現在まで規定値を超える数値は検出されておりませんが、夏休み期間中、学校給食の部分が無くなりますので、この間を利用して今後、砂場等の土壌も行うようになっております。また数値が出ましたらご報告させていただきたいと思います。以上でございます。

(稲田委員長)

部長から報告がありましたが、何かご質問はありますか。

無いようですので日程第3に移ります。日程第3教育委員報告をお願いします。

(伊豆倉委員長)

教育委員訪問で、清瀬中学校に行ってきました。昨年大規模改修があり、とても明るいつくりで非常にきれいに変わっていました。

図書館も前から奥へ移り、広くきれいになっていて、子ども達もこの環境

なら楽しく過ごせるのではないかと感じました。

それからもう一つ、赤ちゃんプロジェクトに参加してきました。同じ清瀬中学校でしたが、3年生のクラスに参加しました。担当の方が、赤ちゃんが生まれてから1歳までの成長過程を図などで説明した後、6人の赤ちゃんが登場して、グループごとに分かれて触れ合いました。泣いている赤ちゃんもいればにこにこ笑っている赤ちゃんもいて、子ども達もうれしそうに赤ちゃんに触れ、とてもいい命の教育だと感じました。

また2学期も何校か行うようですので、参加してみたいと思います。以上です。

(松村委員長)

はい。3点ほどあります。

1点目の教育委員会訪問ですが、第五中学校と第八小学校へ行ってきました。第五中学校の芝の状況がちょっと残念なことになっていましたが、ただそれと同時に、グラウンドの校庭の整備ができていますので、部活動については充実して活動ができているということでした。第八小学校も体育を通じて人とのかかわり合いをテーマに研究していきまして、体を動かすということは大事なことなんだと感じました。

2点目ですが、男女共同参画センター運営委員会の第1回目の委員会が先日行われました。まだまだ運営に携わる部分ではないですが、今後お伝えしていければと思います。

3点目は職場体験で第二中学校の生徒が私の経営しております会社へ3名ほど来ました。毎年学校側からは、学校へ登校した後、事業所へ向かうよう依頼があるのですが、私のところでは朝の時間が一番忙しいので、朝一番で来るようにという条件で学校から受け入れています。一度仕事をして、ひと段落してから学校へ行くという大変な仕事をさせています。

これはわたしの考えですが、大変な部分を経験しないと本当の大変さが分

からないと社員にも教えていますので、各中学校側からこんな時間では出せないと言われるまでは、この時間で受け入れを続けて行きたいと思っています。以上です。

(稲田委員長)

今の教育委員報告について、何かご質問がございましたら。

特に無いようですので、日程第4に移りたいと思います。

日程第4その他 「通学区域の見直しについて」を議題とします。

通学区域の見直しについて、教育委員会において、検討委員会の報告書の内容説明並びに保護者会説明会等について、今までの議題で報告を受けております。

については、これから見直しについての審議に入りたいと思います。

通学区域の見直しについて、各委員からご意見をお願いします。

(松村委員)

報告書には、教育環境を平準化するため通学区域の見直しを前提に検討しているようですが、教室の不足を解消する方法として、校舎の増築や仮設校舎の建設。また、小規模化の解消を目指す選択肢として学校の統廃合については検討されましたか。

(海老澤教育部長)

検討委員会では、様々な選択肢を検討しました。

社会全体の問題として、少子化の波が来ています。

清瀬でも将来人口は平成29年の推計では、小学校で300名、中学校で20名の児童・生徒は減少することが見込まれています。

このような中、増築には大きな財源が必要になります。一方で30数年経過している学校施設が多いこともあり、大規模改修を待てずに単独で屋上防

水を行う学校が本年度2校生じています。

老朽化の対応で大規模改造が控えており、現在、1年に1校ずつ行っています。14校を整備するためにはあと10年くらいはかかるため、校舎の増築より、大規模改修に、財源をつぎ込むことが必要であるという判断により、増築という判断ではなく通学区域を見直しにより対応していくことで検討を進めてきました

(稲田委員長)

限られた時間での審議となりますので、そのため前提を決めておく必要があります。私から提案いたします。

通学区域の見直対象区域について、検討会の作成した報告書の見直し区域(ア～ケ)について、すべて対象という方針で審議を進めることでよろしいかご意見をいただきたい。

(伊豆倉委員)

教育部長から説明のあったように、小規模化している芝山小学校、第三中学校、第四中学校と大規模化している第六小学校、第十小学校、第二中学校の平準化が図られることは大切なことです。芝山小学校の運動会を参観しましたが、児童数が減少していてもう少し何とかならないものかの感じました。市内全体の教育環境の平準化は大切だと思います。報告書案のとおり審議を進めることに賛成します。

(植松委員)

見直し対象となるそれぞれの地域で、事情はいろいろあるとおもいますが、6年後の推計で児童・生徒数は小中学校合わせて350人以上の減少が想定されています。校舎の増築でなく大規模化している学校は、報告書案のとおり市内全域の通学区域の見直しで平準化させることが望ましいと考えられま

す。報告書案の全区域を対象として考えた方がよいと思います。

(稲田委員長)

他にご意見ありますか。ないようですので、ここで委員の皆さんにご確認します。審議の前提として見直し区域は報告書案にあるア～ケの全区域を対象に審議することよろしいですか。

各委員 異議なし

(稲田委員長)

異議なしと認めて、報告書案の通りア～ケの全区域を対象に審議することにいたします。

つぎに、報告書には付帯事項があり、激変緩和措置として、実施後2年間は兄弟関係等を勘案して、保護者が判断できる猶予期間とする。という点について審議に入ります。これについてご意見ありますか。

(伊豆倉委員)

2年間というのは中学校であれば、上の子が卒業するまでに下の子が入って2年くらいあれば同じ学校に行かせることができ、兄弟が多ければまた別になることもありますが、当面は良いと考えます。

しかし、小学校については2年間では兄弟が別の学校に行くこともあり、将来のことを考えると同じ学校の方がよいのではないかと考えます。保護者の負担などをいろいろと考慮して、5年くらいまで延長した方がよいと考えます。

(松村委員)

伊豆倉委員から5年という具体的な年数が示されましたが、実際には5年

で解決するかというところとそうでない場合もあると考えられます。もっと長くなるご家庭の兄弟関係もあり、たとえば上のお子さんいる間は、保護者の方が下のお子さんの学校を選択できるといった形が望ましいのではないかと考えます。

(植松委員)

猶予期間については2年にこだわりませんが、兄弟と同じ学校へ行かせるメリットがある反面、指定校に通う近所の子ども達と別々の学校に行くことや災害時の集団下校の対応などに影響が出ることも考えられます。

また、兄弟関係の猶予期間を長い期間使う保護者の方は、デメリットもあることをしっかりと理解して選択していただき、地域の中で別の学校に通うことによって、地域連携が難しくなる場合があるということも理解して選択していただく必要があると考えます。

(稲田委員長)

ただいまのご意見は、メリットもある反面デメリットもあるということをおっしゃっていただいたと思います。そのメリットとデメリットを理解しながら保護者の方でしっかり選んでいただきたいということで、植松委員はよろしいですか。

各委員からは、兄弟関係に限って2年間というのはある程度、柔軟に考えた方がよいのではないかという意見が出ています。柔軟に扱った場合の地区別の影響を知りたいと思いますので、事務局の方でわかりますか。

(粕谷教育総務課長)

見直し対象となる区域ごとの兄弟関係の影響数について、正確にはつかんでおりませんが、現在の学校別の児童数と世帯数がございます。見直し区域に限定していませんが、小学校の6学年で兄弟のいる児童の割合は、多い学

校で24.8%、少ない学校で15.6%となっています。小学校9校の平均は21.6%、約2割となっております。

すでに指定校変更をしているような家庭もございますので、見直し対象区域ごとの影響となる数値ではございません。

(稲田委員長)

地区別の影響数については、しっかりとした把握ではないが、約2割程度の影響があるのではないかとということです。

(海老澤教育部長)

見直し地区に限った兄弟数は1件1件当たらないと把握できないため、現段階では把握できていませんが、すべての学校の平均では、約2割という状況でございます。ただし、2割すべてが当該地区というご理解はしていただかないようお願いいたします。

(稲田委員長)

影響数については、部長から補足がありましたので、よろしく願いいたします。

続いて、今回の通学区域の見直しに伴って、中学校の学校選択制についても関連があると考えられますので、これをどう取り扱うか決めておかないと通学区域の見直しを実施したときに様々な問題が出てしまうと考えられます。教育委員会で目安をもつ必要があると考えられますので、学校選択制についてのご意見をいただけますか。

(植松委員)

特色ある教育活動を行う学校を選択するという学校選択制の本来の目的に対する効果が上がらないという理由から、現在は、東京都の区部でも学校選

択制を廃止しているところが出はじめている状況があります。

私は、学校選択制については、一緒に考えてしまうと非常に複雑になって整理されなくなるため、この通学区域の見直しの審議と学校選択制は切り離し、新たな別の機会で審議を重ねて検討した方がよいと考えます。

(東田教育長)

校長会からも学校選択性のあり方について、意見が寄せられてきています。

中学校の学校選択制については、平成16年度のスタートから9年が経過しています。このことについては、メリットもありデメリットもありますので、検証をしなければならないと考えておりますが、植松委員からもありましたとおり、今回の通学区域の見直しが一段落した段階で、検討委員会を設置して方向性を出したいと考えています。

(稲田委員長)

東田教育長から、通学区域の見直しが一段落した時点で、検討委員会を設置して検討していきたいという意見と植松委員からも通学区域に見直しとは一緒に審議しない方がよいのではないかというご意見がありました。

それでは中学校の学校選択制については、継続することとして、今回の通学区域の見直しでは取り扱わないことよろしいでしょうか。

委員全員 異議なし

(稲田委員長)

それでは、中学校の学校選択制については、この通学区域の見直しにおいては、取り扱わないということにいたします。

次に、検討委員会の報告書では通学区域見直しの実施は、平成25年度の新1年生から想定しているようです。新入生を受け入れるスケジュールは今

後どのようになっている、教育委員会ではいつの時点で議決する必要があるのか事務局からお願いします。

(海老澤教育部長)

例年の日程を申し上げますと新小学校1年生の就学時健康診断は、進学予定の学校で受診することを原則としています。この通知を9月に発送します。このことから8月の教育委員会で議決をいただければと考えています。

(稲田委員長)

ただいま説明がありました。9月に発送するので、8月の教育委員会で議決がないと作業が進まないということですが、よろしいでしょうか。

(海老澤教育部長)

先ほど理想の形を申し上げましたが、審議経過によっては通知の方法を工夫することは考えられますので、できればということでございます。

(稲田委員長)

どうしても審議が8月で決まらない場合には、9月の教育委員会まで延びる可能性があることを含んでよろしいですか。

(海老澤教育部長)

そのようになった場合には、通知の方法などを検討しなければいけないと考えております。

(東田教育長)

就学時検診通知は9月に発送しますが、就学通知はもう少し後になるのではないのでしょうか。

(増田教育総務課学務係長)

就学時健康診断は、例年9月半ばに通知を発送していますが、現在通学区域を見直している旨の説明を通知に入れることは可能です。また、学齢簿を10月1日付けで作成する必要がありますので、それまでに決定していただくと事務処理を間に合わせるすることができます。

(海老澤教育部長)

いろいろと事務的にはございますが、審議が延びた場合の工夫は考えられますので、経過を見た中で私どもが努力させていただきたいと考えています。

(稲田委員長)

8月に議決できない場合はよろしくお願ひしたいと思います。また、我々も8月の教育委員会で議決できるよう審議したいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

次に、保護者・住民説明会を各中学校区域5箇所で行い、また、パブリックコメントを7月15日まで行い、見直し該当地域の保護者から嘆願書が出されていますが、どのような意見が寄せられているのか事務局から報告してください。

(粕谷教育総務課長)

このたびの通学区域の見直しには、関係する地域に皆様からご意見をいただいております。資料でお配りしておりますとおり、はじめに5月26日から3日間、5会場で行いました保護者・住民説明会で出席した方からいただきましたご意見、ご質問につきまして、内容を種類別に分類いたしましたので、ご説明いたします。

1つ目は兄弟関係に関するご意見で、兄弟で別の学校に通うことになると本人・保護者とも様々な負担となるため、付帯事項にある2年間の猶予期間

では短い。兄弟がいる間は保護者の判断で学校を選択できるようにすべきである。PTA会費や制服、学用品は兄弟のものを使えなくなると経済的な負担があるなどのご意見がありました。

2点目は、通学路の安全対策に関するご意見で、通学路が変更されることで、交通量の多い道路を横断しなければならなくなる場合の安全指導員の配置は考えているのか。見直し地域の通学路については、想定する通学路の具体的な安全対策を教育委員会として示すべきである。安全対策がとられた上で、見直しを図るべきでこの見直しの検討は順序が逆である。鉄道を越えることになる地域からは、秋津駅近くの踏切は狭く朝は自動車や自転車などが多く通行するため危険である。また、線路下を通ることができる場所はあるが、昼間でも薄暗いなど不安の声があげられています。

下清戸地域の方からは農道を通ることになり、街路灯のない場所もあり暗くなると不安である。など安全対策について多くのご意見をいただいております。

3点目は、通学区域の見直しに関する保護者、地域住民からの意見の反映に関するもので、ここであげられた意見はどのような形で、見直しの審議に反映することができるのか。住民の方の意見を反映する機会を設定すべきである。説明会には都合により参加できない方もいるので、その方の意見を伝える方法はあるか。といったものでありました。パブリックコメントを実施し、説明会で出されたご意見は事務局で取りまとめ教育委員会へ報告しますと答えています。

4点目は、付帯事項にあります2年間の猶予期間に関するご意見で、2年間は保護者の考えで、兄弟がいなくてもどちらの学校も選択できるのか。2年間では短いといったご意見。激変緩和のための2年間であり、兄弟のことも考慮して保護者に判断していただきたいとお答えしています。

5点目は、中学校の学校選択制でございます。見直し後も制度は継続されるのか。現在は友人関係、部活動などの理由でも選択制を認めており、通学

区域の見直しにより変更されたことにより希望する学校に行けなくなることは納得いかない。などのご質問とご意見がありました。

6点目に指定校変更につきまして、これまでも様々な理由で認められている指定校の変更については、見直し後はどうなっていくのかといったご質問に、通学区域見直しの実効性のあるものとするため、猶予期間以降の指定校変更については厳格化していきたいとお答えしています。

このほかに見直しの決定方法・周知の時期について、推計値の根拠確認などのご意見、ご質問をいただきました。

つぎに、パブリックコメントを6月18日から7月15日までの約1か月間実施いたしましたところ、ホームページ、ファックス、郵送で25件のご意見をいただいております。

清瀬市のパブリックコメントは、ご意見をいただく方は氏名、住所を明かしたうえで、市の計画する案件に意見を表明し、市は計画の策定に関して取り入れることのできる意見については、検討して回答をホームページ上で公表することとしております。

いただいたご意見は、保護者・住民説明会で出されたご意見と重複するものが大半でありました。主なご意見といたしましては、猶予期間の2年は短かすぎる。通学路の安全対策が整うまでの間は、指定校変更を継続すべきである。いただいたご意見のうち16件は、下清戸1丁目地域の保護者の方からのご意見で、これまで第五中学校の区域となっていたことから、小学校は先を見て第十小学校に変更届をして通学させていた方にとっては、大きな変更であり、通学路の安全に不安があり納得いかない。という内容でございました。

また、平成24年6月8日付で下清戸1丁目在住の方から、市長及び教育委員長あてに「学区域見直しに対する嘆願書」が460名の署名を添えて提出されております。嘆願の要旨は第八小学校の通学区域にお住まいで、通学路の安全対策に不安があるために第十小学校に指定校変更して通学している

地域の方が、見直しにより第三中学校の区域になることに対して、交通量の多い道路の横断、街路灯のない農道など通学路の安全対策の不安、兄弟、近所の方が別の学校へ行くことになる地域連携への不安があることから、第十小学校、第五中学校の通学区域に変更されたいとしております。

このほかにも通学区域見直し検討委員会の最中に、検討経過をホームページで公開してありましたところ昨年12月に「第六小5年保護者の会」という名称で清瀬市立学校区域見直しの反対を求める署名が1,608名の署名を添えて市長及び教育長あてに提出されています。

これまでに事務局にて把握している、通学区域の見直しに関するご意見、ご質問は以上のような内容でございますので、ご報告いたします。

(稲田委員長)

教育総務課長から、保護者、住民説明会、パブリックコメント、嘆願書の内容についてまとめて報告を受けました。委員の皆様には、説明会の質疑をまとめたもの、パブリックコメントのまとめ、嘆願書の内容が配られておりますので、ご覧になっていただければと存じます。

ここまでの審議で見直し対象区域はア～ケまでの全区域を対象にすることになりました。見直しにより変更になる区域それぞれの課題について説明していただきたいと思っております。

(海老澤教育部長)

各地域別の課題についてご説明いたします。まず、アの地域は、第六小学校から第三小学校への小学校のみの見直し区域になります。この地域からは、猶予期間を設けずに兄弟が同じ学校に通えるようにしてほしい。というご要望をいただいております。

次にイ及びウの地域につきましては、現在、当該地域から通っている児童・生徒はございません。この先、住宅開発の可能性があるので、この地域

をイについては、第三小学校、ウについては第七小学校への変更でございます。また、この地域からの要望はいただいております。

続いて、エ、オ、カの地域でございます。小学校が清瀬小学校、第十小学校の地域を芝山小学校に、中学校は清瀬中学校、第五中学校から、第四中学校への見直しとなる地域で、この地域からは、猶予期間を設けずに兄弟が同じ学校に通えるようにしてほしい。猶予期間を延長してほしい。特にカの地域からは、この見直しで小・中学校とも見直しになり、2年の猶予期間終了後には、現行の小学校から見直し後の中学校に進学する生徒数が、学年別で1～2名と少人数になる状況があり、お子さんへの影響を配慮して、できるだけ従来どおりの中学校に通わせてほしいというご要望をいただいております。

キの地域でございます。請願の内容は、移行期間がなく、あまりに急である。通学距離の遠い第四中学校への変更は納得できない。兄弟で学校が異なってしまう父兄の行事の参加、制服、PTA会費など負担が生じる。通学路に踏切や暗い道などの安全に対する不安。環境変化に対する子供たちへの精神的負担。人数調整ならば選択制の見直しが先ではないか。保護者の意見をよく聞いてほしい。という内容で請願をお受けしています。

そのほか、パブリックコメントでは、やはり猶予期間を設けずに兄弟が同じ学校に通えるようにしてほしい。大規模開発を見越して、校舎の増築をすべきである。通学路の安全確保を最優先に考え、安全対策を講じてから通学区域の見直しを検討すべきである。この地域からはこのようなご要望をいただいております。

クの地域につきましては、いまのところご意見はいただいております。ケの地域につきましては、嘆願書が下清戸一丁目285、288～290、269～297、333、1180番地にお住まいの住民の方から提出されています。

大きな道路の横断や人気のない農道の通学など通学路の安全が確保されて

いない。加えて、地域のつながりや助け合いを崩壊させる見直しは、納得できない。この地域については、第十小学校、第五中学校に指定してほしいという内容で460名の署名をつけて嘆願書をお受けしています。

また、先週にこの地域の住民の方から意見交換という形で申し入れがあり、お会いしました。平成25～27年度までの期間、当該地域の小学校、中学校に通う人数を調べておりました。小学校が16名、中学校が41名であるという調査結果を添付されまして、この程度的人数であれば、第十小学校、第五中学校の施設上の支障はないのではないかと。ケの地域の一部について再検討してほしい。これまでの間、弾力的な運用をしてきているということは、それなりの理由がある。その状況も変わっていないにも関わらず指定校変更の承諾基準を厳格化することに納得できない。しかも第三中学校に変更することは通学距離が長くなるため納得できない。

仮に変更するとしても通学路の安全が確保できるような整備が済んでからという猶予期間を持ってもらえないか。というご意見も出ました。

パブリックコメントにおきましては、新小金井街道や志木街道の交通量の多い道路を横断しなければならない。人気のない農道を通わなければならないという防犯上の問題などの要望。第五中学校と第三中学校とでは通学距離が長くなる。また、見直し後のシミュレーションでは、第五中学校の生徒数が第三中学校と逆転して少なくなるような状況で、見直しを行う必要があるのか。中学校の選択制はなくなってしまうのかというお問い合わせもいただいています。

地域ごとの内容は以上でございます。

(稲田委員長)

ア～ケの地域別の状況、課題について教育部長から説明がありましたが、ただいま説明していただいた区域のうち、キについては、線路がありいくつかある踏み切り渡って通学することになりますが、近隣市で踏み切りを渡っ

た通学区域を指定している市はあるのかわかりますか。

(海老澤教育部長)

このたびの見直しで、3箇所の踏み切りを渡ることになりますが、検討委員会でも議論になり、多摩地域の状況を調べております。26市の中で、線路を渡らない通学区域となっているのは、狛江市、東久留米市、武蔵村山市と清瀬市を含めて4市だけとなっており、他の市については線路を渡る通学区域の設定となっています。

(稲田委員長)

26市の中では4市が、踏み切りを渡らない区域となっていて、あとの市は線路を渡って通学しているということです。

次に、ケの区域については、現在、第八小学校の通学区域となっており、その地域の方が全員第十小学校に通学しているわけではないと思います。指定校変更している人数の割合を教えてください。

(海老澤教育部長)

委員長のご指摘のとおり下清戸一、三丁目のケの区域については、小学校の見直しは行いません。現在、第八小学校の通学区域となっておりますが、交通の関係で弾力的な運用を行っています。現在、この地域から本来の通学区域である第八小学校へ41人が通学しています。第十小学校に指定校変更している人数は57人となっています。

(稲田委員長)

本来は96人が第八小学校に行くべき区域であるところ、そのうち55人が第十小学校に通っているということです。

それでは各地域について、審議を進めていきたいと思います。はじめに下

清戸一、三丁目のケの区域（ケ）については、通学路の安全対策について保護者が不安を感じている地域です。我々委員も実際に歩いてみましたがその点についてご意見をいただけますか。

（伊豆倉委員）

先日、長命寺から第八小学校に向かって実際に農道を通って歩いてみました。暗くなると街路灯のない場所がありました。ご意見にあったように暗くて不安であるということも納得できましたが、現在41人がその通学路で第八小学校に通っていることも事実としてありますので、見直しにより通行する人数も増えていきます。中学生であれば安全指導を十分していけば通学路として可能ではないかと考えます。

（松村委員）

私も伊豆倉委員の意見と同様で、保護者の方は街路灯がないということで、不安に感じられていると思います。一定の整備がなされたら指定校に通学するという形をとったらいかがでしょうか。安全対策の整備がされるまでの間は、柔軟に取り扱うほうがよいと考えます。

（植松委員）

第十小学校から第三中学校への児童・生徒への心理的影響と第五中学校の学校施設の収容規模を考慮して、安全対策が図られるまでの間は、第十小学校を卒業した後、保護者が希望する場合には、第五中学校への通学を柔軟に取り扱った方がよいと私も考えます。

（稲田委員長）

下清戸一、三丁目のケの区域について、皆様のご意見を伺っておりますが、柔軟に扱ってほしいというご意見があるようです。更にいろいろな資料

を検討されてこの件について考えていきたいと思えます。本日は、柔軟に扱う意見があったという程度にとどめておきます。

次に、野塩四、五丁目のキについてご意見をいただきます。

(植松委員)

この区域は、第四中学校への変更になります。保護者の不安は、踏切を渡ることであるとするならば、この地域の子供たちは通学以外にも日常的に踏切を渡っているのではないかということが考えられます。まして中学生であることを考慮すれば安全指導の範囲で安全確保は十分にできるのではないかと考えます。小学生でなく、中学生であれば踏み切りを渡することは、自分で考えて適切な行動ができるものと考えます。

(伊豆倉委員)

先日、歩いてココスと秋津駅の踏切、隧道を視察しましたが、踏み切りを通った方がルールを守れば絶対に安全であると感じました。植松委員同様、中学生であれば踏み切りを渡することは問題ないと考えます。

ただし、隧道については昼間でもうす暗く、薄気味悪さもありましたので、できれば通学路に指定しない方が望ましいと思えますが、近道であるなどの理由で通学路に指定するのであれば設備を改善して環境を明るくして通り易くするよう改修していく必要があるのではないかと考えます。秋津駅付近の踏み切りは遮断機の下りている時間が長くて通れる時間が短いという話を聞いています。第四中学校への通学には、前原橋近くの踏み切りをわたるほうがよいのではないかと考えます。

(松村委員)

基本的に私も同様の意見です。中学生ですから踏切を渡れないということがあろうでは問題ではないかと考えます。小学校でも指導はしていますし、

それ以前に家庭でのしつけの部分であると強く感じます。

清瀬市の教育は、当たり前の方が当たり前ができる教育を目標にしています。これは学校教育だけでなく、家庭でも当たり前の方はきちんと教えましょうという意味がありますので、両委員の意見に賛成です。また、第四中学校ができる以前の野塩一、二、三丁目地域の生徒は、第二中学校に通学していました。芝山小学校のアンダーパスも以前は踏み切りでしたので、中学生も以前は踏み切りを渡って通学していました。

(稲田委員長)

第四中学校ができる前の昔の話も出ましたが、その時点では踏み切りもありましたし、芝山小学校しかなかったときは、第三小学校、第六小学校区域から小学生が踏み切りを渡って通学していた状況でもありました。また、26市のうち4市以外は踏み切りを渡っているということでした。皆さんのご意見として踏み切りに対する安全対策は必要かという点については疑問符ということで、捉えておきたいと考えます。

また、伊豆倉委員から隧道を通る場合は暗いので、明るくしたほうがよいのではないかとのご意見がありましたので、今後、そのあたりの検討をしていきます。

次に、小金井街道を横断するエ、オ、カの地域について、通学路の安全対策はどのように確保すべきかご意見をいただきまか。

(松村委員)

先ほど私は、中学生については踏み切りはきちんと渡れると言いましたが、この地域は小学生が小金井街道を渡って芝山小学校に通学することになりますので、中学生とは違う安全対策が必要であると考えます。

また、小金井街道さえ渡ってしまえば小金井街道の西側の芝山小学校に向かう路地は、細く交通量の少ない路地があり、学校までの安全は比較的保た

れています。しかし、エの地域、小金井街道の東側の清瀬駅北口周辺は、通学時間帯には自動車だけでなく自転車も多いことから、自宅から横断歩道までの間の特に低学年の安全指導が必要と考えます。

(伊豆倉委員)

子供の安全が第一と考えています。必要な箇所には交通擁護員の配置が必要と考えます。

(東田教育長)

部長からの説明にもありましたが、元町二丁目のカの地域は、現在、清瀬小学校に通学している児童は第四中学校への変更になりますが、この地域は世帯数が少なく、清瀬小学校から第四中学校への進学者は1学年に2人程度と少数となります。このことから生徒への心理的影響を考慮して、清瀬小学校の卒業後に清瀬中学校への進学を保護者が希望する場合には、世帯数が少なく見直しによる影響も少ないことから、柔軟に取扱う方がよいと考えます。

(稲田委員長)

ただいまのご意見は、安全対策というより人数の問題で、教育長から柔軟に扱ってよいのではないかという意見がありました。

エの区域についてご意見はありますか。

(松村委員)

カの地域について柔軟にというご意見がありましたが、(エ)の区域についても交通での危険性を懸念される保護者の方については、第十小学校への指定校変更を柔軟に取り扱うことを考えてもよいのではないかと考えます。

また、先ほど交通安全指導といった指導の部分だけ意見を述べましたが、伊豆倉委員の意見にあったように、交通擁護員を配置する必要があることを

付け加えさせていただきます。

(稲田委員長)

エ、オ、カについては、交通量の多いことは委員も確認していますので、指導をきちんとすること、交通擁護員の配置、もっと柔軟に考えてもよいのではないか。という意見が出されました。議決にはもう少し各委員からのご意見をお聞きしてからと思います。

次回には、キとケについて、大きな課題になるかと思います。この区域の審議を深めていきたいと思いますので、各委員の皆さんも保護者説明会、パブリックコメントの請願書等の意見を踏まえて検討したいと思います。

本日の審議につきましては、各委員のご意見も出ましたので、次回の会議で審議を深めて決定していきたいと考えますが、よろしいでしょうか。

各委員 異議なし

(稲田委員長)

日程第5その他 教育委員会連合会第3ブロック研修会について

(細山教育課総務副参事)

お手元に資料をお配りしておりますが、西東京市、東久留米市、武蔵村山市、東村山市、東大和市、小平市、清瀬市の七市で組織している第3ブロックの連合会の研修会の幹事市が今年度清瀬市になっております。

そこで、研修会の会場を7月7日にリニューアルオープンしました西東京市にございます、多摩六都科学館だと考えております。

日時は10月25日(木)、午後1時から4時を予定しております。

内容につきましては、高柳館長の講演「子供の理科離れについて」と、投影を予定しております。

(稲田委員長)

一ついいでしょうか。

会場が西東京市にある多摩六都化学館ということですが、本来なら会場市でということになるかと思いますが、この場所を選んだことについて、一言西東京市にはお伝えしていますか。

(粕谷教育総務課長)

本来なら、会場市である清瀬市の施設をと考えてはいましたが、昨年の担当市の武蔵村山市においては、横田基地の視察とその辺はこだわってはいないということがありましたので、今回このような場所を考えました。

西東京市への連絡ですが、西東京市の教育委員会へは内諾と取っており、特にトラブルはないと思います。

(稲田委員長)

話しは事前に少ししてあるということですね。わかりました。

他にご質問はありますか。それでは、委員の皆さんはご都合があると思いますが、日程を調整していただき参加していただくようお願いします。

では、日程第6その他 今後の日程について

(粕谷教育総務課長)

今後の日程でございますが、次回教育委員会定例会は8月24日(金)午前9時30分より第2委員会室で開催予定でございます。合わせて、8月の教育委員会で議決していただく内容については、特別支援学級の教科書採択、通学区域の見直し、清瀬市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価(平成23年度分)報告書と議題が審議に時間がかかる内容となっておりますことから、臨時会を8月27日(月)午前9時

30分から生涯学習センター講座室1にて、追加日程をいただきたいと思
います。ご了承いただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

(稲田委員長)

よろしいでしょうか。

各委員 異議なし

(稲田委員長)

以上を持ちまして、平成24年清瀬市教育委員会第7回定例会を閉会いた
します。

閉会 午前11時30分
平成24年 5月24日

上記のとおり会議の顛末、大要を記し相違ないことを証する。

清瀬市教育委員会

委員長 稲田 瑞穂

委員 植松 紀子